



金 沢 市 公 報

号外第 19 号

平成29年(2017年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (") 20
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例 (農業基盤整備課) 20
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (")	2	○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課) 21
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (")	4	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 22

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。
 第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。
 第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「308,000円」を「308,300円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正

後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手当及び期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「308,000円」を「308,300円」に改め、同項第2号中「50,600円」を「50,700円」に改め、同項第3号中「30,300円」を「30,400円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

附則第12項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	363,000	408,800	459,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	365,600	411,200	462,500
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	368,100	413,700	465,500
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,700	416,100	468,500
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,500	372,800	418,100	471,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,500	375,400	420,400	474,500
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,800	377,700	422,500	477,500
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	334,000	380,200	424,700	480,600
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	336,100	382,700	426,700	483,400
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,300	385,400	428,800	486,500
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,400	388,000	430,900	489,500
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,600	390,700	433,000	492,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,400	344,600	393,100	434,700	495,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,500	346,600	395,400	436,500	497,600
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,700	348,700	397,700	438,600	499,900
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,800	350,700	400,100	440,600	502,200
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,900	352,600	401,900	442,500	504,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,900	354,700	403,900	444,300	505,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	327,000	356,500	405,800	446,100	507,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	329,000	358,400	407,600	447,800	508,700
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	331,000	360,400	409,500	449,600	509,900
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	333,200	362,300	411,300	451,100	511,300
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	335,200	364,300	413,100	452,500	512,800
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	337,300	366,200	415,000	454,000	514,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,800	338,900	368,200	416,900	455,400	515,400
	26	180,900	234,600	268,800	312,000	340,800	370,100	418,400	456,700	516,500
	27	182,600	236,000	270,600	314,100	342,700	372,100	419,900	458,000	517,700
	28	184,300	237,300	272,400	316,100	344,600	374,200	421,500	459,200	518,900
	29	185,800	238,600	274,100	318,100	346,300	375,700	423,100	460,300	519,900
	30	187,600	239,800	276,000	320,100	348,200	377,500	424,400	461,000	520,800
	31	189,400	240,800	277,900	322,200	350,100	379,300	425,700	461,800	521,700
	32	191,100	242,000	279,600	324,300	351,900	380,900	426,900	462,500	522,600
	33	192,700	243,300	281,200	325,800	353,900	382,700	428,100	463,200	523,400
	34	194,200	244,500	283,100	327,800	355,700	384,100	429,400	464,000	524,400
	35	195,700	245,700	284,900	329,700	357,500	385,600	430,700	464,700	525,100
	36	197,200	247,000	286,800	331,900	359,200	387,200	431,900	465,300	525,600
	37	198,500	247,900	288,400	333,800	360,600	388,600	433,100	465,800	526,300
	38	199,800	249,300	290,100	335,700	361,900	389,800	433,900	466,400	526,900
	39	201,100	250,700	291,900	337,700	363,300	391,000	434,700	467,000	527,700
	40	202,400	252,200	293,700	339,600	364,700	392,100	435,500	467,600	528,300
	41	203,700	253,600	295,400	341,500	366,000	393,200	436,100	468,100	528,800
	42	205,000	255,000	297,100	343,400	366,900	394,400	436,800	468,600	
	43	206,300	256,400	298,800	345,200	368,000	395,700	437,500	469,000	
	44	207,600	257,700	300,400	347,100	369,100	396,800	438,300	469,300	

	45	208,800	258,900	302,100	348,600	369,900	397,500	439,100	469,600
	46	210,100	260,200	303,800	350,000	370,800	398,200	439,900	
	47	211,400	261,600	305,400	351,500	371,700	398,900	440,300	
	48	212,700	262,900	307,100	353,100	372,600	399,600	441,000	
	49	213,800	264,100	308,300	354,700	373,500	400,200	441,500	
	50	214,900	265,200	309,800	355,500	374,400	400,800	441,900	
	51	215,900	266,500	311,400	356,700	375,200	401,300	442,300	
	52	217,000	267,800	313,000	357,700	376,000	401,700	442,700	
	53	218,100	268,800	314,600	358,600	376,700	402,100	443,100	
	54	219,100	269,900	316,200	359,700	377,400	402,400	443,500	
	55	220,000	271,200	317,800	360,600	378,100	402,700	443,900	
	56	221,000	272,500	319,300	361,700	378,800	403,000	444,200	
	57	221,500	273,500	320,800	362,600	379,300	403,300	444,500	
	58	222,400	274,500	322,000	363,300	379,900	403,600	444,900	
	59	223,200	275,600	323,200	364,000	380,500	403,900	445,200	
	60	224,100	276,700	324,400	364,700	381,200	404,200	445,500	
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,800	277,900	325,100	365,100	381,600	404,500	445,800	
	62	225,800	278,900	326,000	365,700	382,300	404,800		
	63	226,600	279,800	326,800	366,400	382,900	405,100		
	64	227,500	280,800	327,600	367,100	383,500	405,400		
	65	228,200	281,600	328,500	367,400	383,900	405,700		
	66	229,000	282,500	328,900	368,100	384,500	406,000		
	67	229,900	283,200	329,600	368,800	385,100	406,300		
	68	231,000	284,100	330,400	369,500	385,700	406,600		
	69	231,700	285,100	331,200	369,800	386,100	406,800		
	70	232,400	285,900	332,000	370,400	386,600	407,100		
	71	233,000	286,700	332,700	371,100	387,100	407,400		
	72	233,800	287,500	333,400	371,700	387,700	407,700		
	73	234,600	288,300	333,900	372,000	388,000	407,900		
	74	235,300	288,900	334,500	372,600	388,400	408,200		
	75	236,000	289,300	335,000	373,300	388,800	408,500		
	76	236,600	289,800	335,600	373,900	389,200	408,700		
77	237,300	289,900	335,900	374,400	389,500	408,900			
78	238,100	290,300	336,400	374,900	389,800	409,200			
79	238,900	290,500	336,800	375,500	390,100	409,500			
80	239,600	290,900	337,300	376,000	390,400	409,700			
81	240,200	291,100	337,700	376,500	390,600	409,900			
82	240,900	291,300	338,200	377,100	390,900	410,200			
83	241,600	291,700	338,700	377,600	391,200	410,500			
84	242,300	292,000	339,200	377,900	391,400	410,700			
85	242,900	292,300	339,500	378,300	391,600	410,900			
86	243,600	292,600	339,900	378,800	391,900				
87	244,300	292,900	340,400	379,200	392,200				
88	245,000	293,300	340,800	379,600	392,400				
89	245,600	293,600	341,100	380,000	392,600				
90	246,100	294,000	341,500	380,500	392,900				
91	246,500	294,300	342,000	380,900	393,200				
92	247,000	294,700	342,400	381,300	393,400				

	93	247,300	294,800	342,600	381,600	393,600				
	94		295,000	343,000						
	95		295,400	343,500						
	96		295,800	343,900						
	97		296,000	344,000						
	98		296,300	344,500						
	99		296,700	344,900						
	100		297,100	345,200						
	101		297,300	345,500						
	102		297,600	345,900						
	103		298,000	346,300						
	104		298,300	346,700						
	105		298,500	347,200						
	106		298,800	347,600						
	107		299,200	348,000						
	108		299,500	348,400						
	109		299,700	348,900						
	110		300,100	349,300						
	111		300,500	349,600						
	112		300,800	349,900						
	113		300,900	350,400						
	114		301,200							
	115		301,500							
	116		301,900							
	117		302,100							
	118		302,300							
	119		302,600							
	120		302,900							
	121		303,300							
	122		303,500							
	123		303,800							
	124		304,100							
	125		304,400							
再任用職員		187,400	215,000	255,200	274,700	289,900	315,400	357,300	390,500	441,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	417,700
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	419,500
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	421,300
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	423,000
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	424,500
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	426,000

7	166,200	210,900	275,400	342,600	427,900
8	168,000	212,500	277,600	344,900	429,800
9	169,800	214,300	279,900	346,700	431,600
10	171,900	216,200	282,200	348,800	433,400
11	173,900	218,100	284,600	350,900	435,300
12	175,900	220,000	286,800	353,100	437,100
13	177,900	221,700	289,200	355,300	438,900
14	180,100	223,700	291,300	357,300	440,800
15	182,300	225,700	293,200	359,300	442,600
16	184,500	227,700	295,200	361,300	444,500
17	186,800	229,600	297,300	363,200	446,200
18	189,400	232,300	299,800	365,100	448,000
19	191,900	235,000	302,300	367,100	449,800
20	194,400	237,700	305,000	369,100	451,600
21	196,900	240,300	307,300	370,900	453,200
22	198,600	243,100	309,900	372,800	454,900
23	200,300	245,700	312,200	374,800	456,800
24	202,000	248,400	314,900	376,700	458,500
25	203,500	250,900	317,500	378,200	460,300
26	205,200	253,400	319,800	380,000	461,900
27	206,900	255,900	322,200	381,800	463,500
28	208,500	258,200	324,400	383,700	465,000
29	210,000	260,900	326,700	385,600	466,500
30	211,700	263,300	328,700	387,500	467,800
31	213,400	265,500	330,900	389,400	469,100
32	215,100	267,700	333,100	391,400	470,400
33	216,700	269,800	335,000	393,100	471,600
34	218,500	272,000	337,100	394,800	472,300
35	220,300	274,200	339,300	396,500	473,000
36	222,100	276,200	341,400	398,300	473,700
37	223,700	278,500	343,600	399,500	474,300
38	225,500	280,500	345,700	401,000	
39	227,300	282,400	347,900	402,400	
40	229,100	284,400	350,000	403,800	
41	230,800	286,200	352,100	405,500	
42	232,500	288,600	354,300	406,900	
43	234,100	290,900	356,300	408,200	
44	235,700	293,400	358,400	409,700	
45	237,200	295,500	360,400	411,300	
46	238,600	298,000	362,400	412,600	
47	239,900	300,300	364,400	414,100	
48	241,100	303,000	366,400	415,700	
49	242,600	305,400	368,200	417,500	
50	244,100	307,800	370,000	418,900	
51	245,300	310,300	371,900	420,500	
52	246,800	312,600	373,900	422,000	
53	248,000	314,900	375,900	423,700	
54	249,200	317,100	377,700	425,200	
55	250,600	319,200	379,500	426,800	
56	251,700	321,400	381,200	428,400	
57	253,000	323,500	382,700	429,900	
58	254,100	325,600	384,300	431,400	

	59	255,200	327,700	386,000	432,600
	60	256,400	329,700	387,700	433,800
	61	257,700	332,000	388,900	435,000
	62	259,000	334,100	390,300	436,300
	63	260,400	336,300	391,700	437,600
	64	261,500	338,500	393,000	438,900
	65	262,800	340,400	394,400	440,100
	66	264,300	342,600	395,700	441,300
	67	265,800	344,700	397,100	442,500
	68	267,500	346,900	398,500	443,700
	69	269,000	348,900	399,800	444,900
	70	270,400	350,800	401,100	446,100
	71	271,800	353,000	402,500	447,300
	72	273,200	355,000	403,800	448,500
	73	274,300	356,800	405,100	449,600
	74	275,700	358,700	406,500	450,200
	75	277,100	360,500	407,900	450,700
	76	278,300	362,400	409,200	451,200
再任 用職 員以 外の 職員	77	279,600	364,300	410,400	451,700
	78	280,800	366,000	411,600	
	79	282,000	367,700	412,900	
	80	283,200	369,300	414,300	
	81	284,300	370,800	415,600	
	82	285,500	372,300	416,900	
	83	286,700	373,800	417,900	
	84	287,900	375,300	419,100	
	85	289,100	376,400	420,300	
	86	290,200	377,800	421,500	
	87	291,400	379,200	422,700	
	88	292,600	380,500	423,700	
	89	293,800	381,800	424,800	
	90	294,900	383,100	425,800	
	91	296,100	384,300	426,800	
	92	297,300	385,600	427,800	
	93	298,100	386,900	428,700	
	94	299,100	388,000	429,500	
	95	300,200	389,300	430,300	
	96	301,400	390,500	431,100	
	97	302,400	391,900	431,900	
	98	303,500	392,900	432,300	
	99	304,500	394,000	432,700	
	100	305,600	395,000	433,100	
	101	306,500	396,000	433,500	
	102	307,600	397,000	433,800	
	103	308,700	398,100	434,100	
	104	309,700	399,200	434,400	
	105	310,400	399,900	434,700	
	106	311,300	400,800	435,000	
	107	312,100	401,700	435,300	
	108	312,900	402,600	435,500	
	109	313,800	403,400	435,700	
	110	314,200	404,300	436,000	

	111	314,600	405,100	436,300		
	112	315,100	405,900	436,500		
	113	315,700	406,500	436,700		
	114	316,100	407,200	437,000		
	115	316,600	407,900	437,300		
	116	317,100	408,600	437,500		
	117	317,700	409,200	437,700		
	118	318,200	409,700			
	119	318,600	410,100			
	120	319,100	410,500			
	121	319,600	410,900			
	122	320,000	411,200			
	123	320,500	411,500			
	124	321,000	411,700			
	125	321,600	411,900			
	126	321,900	412,200			
	127	322,200	412,500			
	128	322,500	412,700			
	129	322,700	412,900			
	130	323,000	413,200			
	131	323,300	413,500			
	132	323,600	413,700			
	133	323,800	413,900			
	134	324,000	414,200			
	135	324,200	414,500			
	136	324,500	414,700			
	137	324,800	414,900			
	138	325,000	415,200			
	139	325,300	415,500			
	140	325,600	415,700			
	141	325,800	415,900			
	142	326,000	416,200			
	143	326,300	416,500			
	144	326,500	416,700			
	145	326,800	417,000			
	146	327,000				
	147	327,300				
	148	327,600				
	149	327,800				
	150	328,000				
	151	328,300				
	152	328,600				
	153	328,800				
再任用職員		233,900	274,400	303,200	331,500	415,900

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	246,400 円	331,800 円	396,700 円	472,300 円
	2	248,900	334,800	399,600	474,600
	3	251,400	337,700	402,500	476,800
	4	253,900	340,700	405,300	479,100
	5	256,200	343,400	408,000	481,500
	6	260,000	346,700	410,700	483,700
	7	263,800	349,800	413,500	485,900
	8	267,600	352,900	416,200	488,100
	9	271,200	355,700	418,600	490,100
	10	275,200	358,600	421,300	492,200
	11	279,200	361,700	424,000	494,300
	12	283,200	364,900	426,700	496,400
	13	287,000	367,900	429,200	498,500
	14	291,000	371,500	431,700	500,600
	15	294,900	374,700	434,100	502,800
	16	298,800	378,400	436,600	504,900
	17	302,600	382,000	438,900	507,000
	18	306,200	384,700	441,300	509,000
	19	309,700	387,500	443,700	511,000
	20	313,300	390,200	446,100	513,000
	21	316,900	393,100	448,100	514,800
	22	320,600	395,700	450,500	516,600
	23	324,100	398,300	452,900	518,500
	24	327,600	400,700	455,200	520,400
	25	331,100	402,900	457,400	522,100
	26	333,900	405,200	459,800	524,000
	27	336,500	407,400	462,000	525,800
	28	339,100	409,700	464,300	527,600
	29	341,900	412,100	466,500	529,500
	30	344,000	414,200	468,800	531,300
	31	346,200	416,200	471,100	533,100
	32	348,600	418,400	473,300	534,900
	33	350,900	420,500	475,300	536,500
	34	353,300	422,500	477,400	538,300
	35	355,500	424,500	479,500	540,000
	36	358,000	426,500	481,700	541,800
	37	360,400	428,600	483,800	543,400
	38	362,800	430,600	485,600	545,000
	39	365,200	432,600	487,400	546,500
	40	367,400	434,600	489,200	548,100
	41	369,700	436,600	490,900	549,600
	42	371,100	438,500	492,700	551,000
	43	372,600	440,200	494,500	552,400
	44	374,000	442,000	496,300	553,700

再任 用職 員以 外の 職員	45	375,300	443,900	497,900	554,900
	46	376,700	445,700	499,600	555,900
	47	378,200	447,500	501,400	556,900
	48	379,700	449,200	503,300	557,900
	49	380,900	451,000	504,900	558,900
	50	381,900	452,700	506,200	559,800
	51	382,900	454,500	507,500	560,700
	52	383,900	456,300	508,800	561,600
	53	384,900	458,200	510,100	562,400
	54	385,800	459,400	511,400	563,300
	55	386,700	460,700	512,700	564,200
	56	387,600	461,900	514,000	565,100
	57	388,600	463,100	515,000	566,000
	58	389,500	464,100	515,800	567,000
	59	390,300	465,100	516,600	567,900
	60	391,100	466,100	517,400	568,600
	61	391,900	466,900	518,300	569,500
	62	392,400	467,600	519,100	570,400
	63	392,800	468,300	520,000	571,300
	64	393,300	469,000	520,800	572,200
	65	393,600	469,700	521,700	573,100
	66		470,400	522,600	
	67		471,100	523,300	
	68		471,800	524,300	
	69		472,300	525,200	
	70		473,000	526,000	
	71		473,700	526,900	
	72		474,400	527,800	
	73		474,800	528,600	
	74		475,400	529,500	
	75		476,100	530,400	
	76		476,800	531,100	
	77		477,200	531,900	
	78		477,800	532,800	
	79		478,400	533,700	
	80		478,900	534,600	
	81		479,500	535,400	
	82		480,000	536,300	
	83		480,500	537,200	
	84		481,100	538,100	
	85		481,500	538,900	
	86		482,100	539,800	
	87		482,500	540,700	
	88		483,000	541,600	
	89		483,500	542,400	
	90		484,100		
	91		484,700		
	92		485,100		
	93		485,600		
	94		486,200		
	95		486,800		
	96		487,400		

	97		487,900		
再任用職員		296,400	339,000	393,600	467,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,400	371,600	438,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,400	374,400	440,700
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,600	377,000	443,200
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,900	379,700	445,800
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,900	382,100	448,200
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	337,100	384,800	450,700
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	339,200	387,400	453,200
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,400	390,100	455,700
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	343,400	392,200	458,100
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	345,500	394,500	460,600
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,700	396,800	463,200
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,800	399,000	465,600
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	351,500	401,100	468,100
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	353,600	403,100	469,600
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	355,500	405,100	470,900
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	357,500	407,200	472,200
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,600	359,400	409,000	473,400
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,600	361,400	411,000	474,700
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,700	363,400	412,900	476,000
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,800	365,400	415,000	477,300
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,700	367,200	416,900	478,500
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,700	369,200	418,500	479,900
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,600	371,300	420,100	481,400
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,600	373,400	421,600	482,600
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,600	374,900	423,100	484,000
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,500	376,700	424,400	485,300
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,600	378,500	425,700	486,700
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,600	380,200	427,000	488,100
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	336,200	382,000	428,300	489,500
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	338,000	383,500	429,500	490,600
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	339,700	385,100	430,700	491,700
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	341,500	386,800	431,800	492,800
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	343,200	388,100	433,000	493,900
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	345,000	389,400	434,200	494,800
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,900	390,700	435,400	495,700
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	348,700	391,900	436,600	496,600
	37	204,300	238,900	272,000	303,000	350,500	393,000	437,900	497,600
	38	205,600	240,200	273,700	304,700	352,200	394,200	438,800	
	39	206,900	241,300	275,400	306,400	353,900	395,300	439,200	
	40	208,200	242,600	277,000	308,000	355,600	396,500	439,900	
	41	209,400	243,900	278,600	309,800	356,800	397,300	440,400	
	42	210,600	245,100	280,200	311,600	357,900	398,100	440,800	

	43	211,800	246,300	281,900	313,200	359,100	398,900	441,200
	44	213,000	247,400	283,600	314,900	360,300	399,700	441,600
	45	214,200	248,500	285,100	316,100	361,500	400,100	442,000
	46	215,300	249,900	286,800	317,500	362,300	400,700	442,400
	47	216,300	251,400	288,500	319,000	363,500	401,200	442,800
	48	217,400	252,800	290,100	320,600	364,600	401,600	443,100
	49	218,400	254,400	291,500	322,000	365,600	402,000	443,400
	50	219,400	255,800	293,100	323,300	366,600	402,300	443,800
	51	220,300	257,200	294,600	324,500	367,600	402,600	444,100
	52	221,300	258,500	296,200	325,800	368,600	402,900	444,400
	53	221,800	259,600	297,600	326,900	369,400	403,200	444,700
	54	222,700	261,000	299,100	327,900	370,200	403,500	
	55	223,400	262,400	300,500	329,000	371,100	403,800	
	56	224,400	263,700	302,000	330,000	372,000	404,100	
再任 用職 員以 外の 職員	57	225,100	264,600	303,300	330,500	372,500	404,400	
	58	226,000	265,900	304,500	331,500	373,300	404,700	
	59	226,700	267,200	305,700	332,300	374,200	405,000	
	60	227,500	268,500	307,100	333,200	375,000	405,400	
	61	228,400	269,400	308,400	334,000	375,400	405,600	
	62	229,200	270,600	309,600	334,300	376,100	405,900	
	63	230,100	271,900	311,000	334,900	376,800	406,200	
	64	231,200	273,200	312,200	335,600	377,500	406,500	
	65	231,800	274,100	313,600	336,200	377,900	406,700	
	66	232,600	275,200	314,400	336,900	378,500		
	67	233,400	276,300	315,200	337,600	379,200		
	68	234,200	277,400	316,000	338,300	379,800		
	69	234,900	278,500	316,600	339,000	380,200		
	70	235,600	279,500	317,300	339,500	380,700		
	71	236,300	280,600	318,000	340,100	381,200		
	72	236,900	281,700	318,600	340,700	381,700		
	73	237,600	282,600	319,300	341,000	382,300		
	74	238,400	283,300	319,500	341,600	382,800		
	75	239,200	283,800	320,100	342,100	383,400		
	76	239,900	284,600	320,700	342,700	384,000		
	77	240,400	285,400	321,300	343,200	384,500		
	78	241,000	286,000	321,800	343,700	385,000		
	79	241,600	286,600	322,300	344,200	385,500		
	80	242,200	287,200	322,800	344,600	386,000		
	81	242,500	287,900	323,400	344,900	386,300		
	82	242,900	288,400	323,900	345,200	386,800		
	83	243,300	288,900	324,300	345,600	387,200		
	84	243,700	289,300	324,800	345,900	387,600		
	85	244,000	289,500	325,300	346,400	388,000		
	86		289,700	325,700	346,700			
	87		289,900	325,900	347,000			
	88		290,100	326,300	347,300			
	89		290,500	326,700	347,700			
	90		290,700	327,100	348,000			
	91		290,900	327,500	348,400			
	92		291,100	327,900	348,700			
	93		291,500	328,200	349,100			
	94		291,700	328,400	349,400			

	95		291,900	328,800	349,700				
	96		292,200	329,100	350,000				
	97		292,600	329,300	350,300				
	98		292,900	329,600	350,700				
	99		293,100	329,900	351,100				
	100		293,400	330,200	351,500				
	101		293,700	330,400	352,000				
	102		293,900	330,700	352,400				
	103		294,100	331,100	352,900				
	104		294,400	331,400	353,300				
	105		294,700	331,500	353,800				
	106			331,800					
	107			332,200					
	108			332,400					
	109			332,600					
	110			333,000					
	111			333,400					
	112			333,800					
	113			334,000					
再任用職員		188,400	215,100	243,400	256,900	282,200	323,100	365,500	427,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,700	374,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,900	377,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	334,000	380,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	336,200	382,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	338,400	384,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	340,500	387,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,700	389,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,800	391,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	346,500	393,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	348,500	396,000
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	350,400	398,200
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	352,400	400,500
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	354,500	402,400
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	356,600	404,400
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	358,700	406,600
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	360,700	408,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	314,000	362,700	410,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,600	364,700	413,000
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,300	366,800	415,200
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	319,000	368,900	417,400
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,500	370,600	419,300
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	322,000	372,700	421,200
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,600	374,900	423,000
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	325,100	376,900	424,900

25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,800	378,900	426,600
26	205,700	231,600	265,700	290,400	328,200	380,500	428,200
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,700	382,400	429,900
28	208,300	235,000	268,100	293,900	331,400	384,300	431,500
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,800	386,100	432,800
30	210,700	238,000	270,800	297,000	334,300	387,800	434,100
31	212,000	239,300	272,400	298,600	335,700	389,700	435,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	337,200	391,500	437,200
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,800	393,200	439,000
34	215,800	242,700	276,900	303,200	340,300	394,900	440,600
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,900	396,800	442,000
36	218,400	244,700	279,500	306,400	343,400	398,500	443,400
37	219,800	245,800	281,100	307,900	345,100	400,100	444,500
38	221,200	246,900	282,500	309,300	346,700	401,800	445,800
39	222,500	247,800	284,000	311,000	348,200	403,600	447,100
40	223,900	248,900	285,400	312,600	349,800	405,400	448,500
41	224,900	249,500	286,900	314,200	351,000	406,900	449,500
42	226,300	250,400	288,400	315,600	352,500	408,400	450,200
43	227,700	251,300	289,900	317,000	354,100	409,900	451,000
44	229,100	252,200	291,500	318,500	355,500	411,200	451,600
45	230,300	253,000	292,800	319,600	357,100	412,300	452,500
46	231,700	254,000	294,200	321,000	358,100	413,400	453,200
47	233,000	254,900	295,700	322,400	359,600	414,500	454,000
48	234,300	255,900	297,200	323,900	360,900	415,700	454,800
49	235,300	256,900	298,500	325,000	362,300	417,100	455,500
50	236,400	258,100	299,800	326,400	363,700	418,200	456,200
51	237,400	259,300	301,200	327,700	365,000	419,400	456,900
52	238,500	260,500	302,600	329,000	366,400	420,500	457,700
53	239,600	261,600	304,100	330,400	367,900	421,700	458,500
54	240,700	263,100	305,400	331,900	369,100	422,700	459,300
55	241,700	264,500	306,800	333,300	370,200	423,800	460,100
56	242,700	265,900	308,200	334,600	371,400	424,900	460,800
57	243,500	267,500	309,300	335,500	372,500	426,000	461,600
58	244,500	269,100	310,600	336,800	373,400	426,500	
59	245,200	270,600	311,800	338,000	374,500	427,100	
60	246,200	272,100	313,200	339,300	375,500	427,500	
61	247,100	273,500	314,300	340,400	376,100	428,100	
62	248,100	275,000	315,600	341,300	376,900	428,600	
63	248,900	276,500	316,900	342,500	377,700	429,000	
64	249,900	277,800	318,100	343,800	378,500	429,500	
65	250,800	279,300	319,400	344,900	379,200	430,100	
66	251,800	280,800	320,700	346,100	379,900	430,500	
67	252,900	282,300	322,000	347,300	380,700	430,800	
68	253,800	283,800	323,300	348,400	381,400	431,100	
69	254,600	284,900	324,000	349,400	382,000	431,500	
70	255,700	286,400	325,100	350,400	382,600		
71	256,800	287,900	326,200	351,500	383,300		
72	258,000	289,300	327,100	352,600	383,900		
73	259,400	290,500	328,400	353,500	384,600		
74	260,700	291,900	329,100	354,600	385,100		
75	262,000	293,300	330,200	355,700	385,700		
76	263,200	294,600	331,500	356,800	386,200		

	77	264,200	296,100	332,600	357,500	386,600	
	78	265,300	297,400	333,800	358,300	387,200	
	79	266,600	298,600	334,900	359,100	387,700	
	80	267,800	299,900	336,100	359,800	388,000	
	81	268,800	300,700	337,200	360,400	388,300	
	82	269,800	301,900	338,300	360,900	388,800	
	83	270,900	303,000	339,300	361,500	389,200	
再任 用職 員以 外の 職員	84	272,000	304,200	340,400	362,000	389,500	
	85	272,800	305,300	341,300	362,600	389,800	
	86	273,700	306,500	342,300	363,100	390,300	
	87	274,800	307,700	343,200	363,700	390,800	
	88	275,900	308,800	344,200	364,200	391,200	
	89	276,800	310,200	345,200	364,600	391,500	
	90	277,700	311,400	346,000	365,000	391,900	
	91	278,700	312,600	346,800	365,600	392,400	
	92	279,700	313,800	347,600	366,100	392,800	
	93	280,700	314,600	348,200	366,400	393,200	
	94	281,700	315,300	348,800	366,900		
	95	282,600	316,000	349,500	367,300		
	96	283,600	316,600	350,100	367,600		
	97	284,500	317,300	350,500	368,200		
	98	285,300	317,600	350,900	368,700		
	99	285,900	318,200	351,400	369,200		
	100	286,800	318,900	351,800	369,700		
	101	287,600	319,300	352,300	370,300		
	102	288,400	319,900	352,800	370,800		
	103	289,300	320,500	353,300	371,300		
	104	290,100	321,100	353,700	371,700		
	105	290,800	321,500	354,000	372,300		
	106	291,300	322,000	354,500	372,800		
	107	291,800	322,500	354,900	373,300		
	108	292,300	323,000	355,200	373,800		
	109	292,500	323,400	355,700	374,500		
	110	292,800	323,800	356,200	374,900		
	111	293,000	324,100	356,700	375,400		
	112	293,400	324,400	357,200	375,900		
	113	293,700	324,800	357,700	376,500		
	114	293,900	325,200	358,200			
	115	294,300	325,600	358,700			
	116	294,600	325,900	359,100			
	117	294,900	326,100	359,500			
	118	295,200	326,400	359,900			
	119	295,500	326,800	360,400			
	120	295,900	327,000	360,900			
	121	296,200	327,200	361,300			
	122	296,600	327,500	361,800			
	123	296,900	327,800	362,300			
	124	297,300	328,100	362,800			
	125	297,500	328,300	363,100			
	126	297,700	328,600				
	127	298,000	329,000				
	128	298,400	329,200				

	129	298,600	329,300					
	130	298,900	329,600					
	131	299,300	330,000					
	132	299,700	330,200					
	133	299,900	330,500					
	134	300,200	330,900					
	135	300,600	331,400					
	136	300,900	331,800					
	137	301,100	332,100					
	138	301,400	332,500					
	139	301,800	332,900					
	140	302,100	333,300					
	141	302,300	333,600					
	142	302,700	334,000					
	143	303,100	334,300					
	144	303,400	334,700					
	145	303,500	335,000					
	146	303,800	335,400					
	147	304,100	335,800					
	148	304,500	336,200					
	149	304,700	336,500					
	150	304,900	336,900					
	151	305,200	337,300					
	152	305,500	337,700					
	153	305,900	338,000					
	154	306,100						
	155	306,300						
	156	306,600						
	157	306,900						
	158	307,200						
	159	307,500						
	160	307,800						
	161	308,200						
	162	308,500						
	163	308,800						
	164	309,100						
	165	309,500						
	166	309,800						
	167	310,200						
	168	310,500						
	169	310,900						
再任用職員		235,000	255,400	262,600	272,900	289,300	326,500	371,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び附則第9項第3号」を削り、「及び第21条の3」を「及び第21条の3第1項」に、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「及び附則第12項」を削り、「6箇月以内」を「6か月以内」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月以上6箇月」を

「5か月以上6か月」に改め、同項第3号中「3箇月以上5箇月」を「3か月以上5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第4項中「。附則第9項第3号において同じ。」を削る。

第22条第1項中「及び附則第9項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第9項第4号」を削り、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第9項から第12項までを削り、附則第13項を附則第9項とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「8,000円」を「8,700円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(次条において「改正後の平成28年改正条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条第2項及び附則第12項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例及び改正後の平成28年改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第64号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)及び第3条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)及び改正後の平成28年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削る。

(職員の服務等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。
附則第3条を削る。

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第43号

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「この条例による改正後の」及び「(以下「新条例」という。)」を削り、「「旧条例」を「この項において「旧条例」に、「、附則第7条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年条例第54号。以下この条及び次条において「条例第54号」という。)附則第6項」を「の規定」に改め、「。以下この条及び次条において「条例第52号」という。」を削り、「第9項まで」を「第8項までの規定」に、「。以下この条及び次条において「条例第41号」という。)附則第4項」を「)附則第4項の規定」に改め、「。以下この条及び次条において「条例第67号」という。」を削り、「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「新条例」を「、金沢市職員退職手当支給条例」に、「、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第54号附則第6項、条例第52号」を「の規定、金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第52号)」に、「条例第41号附則第4項並びに条例第67号附則第12項」を「金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第41号)附則第4項の規定、金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第67号)附則第12項の規定並びに附則第4条及び第5条」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削り、同条第2項中「新条例」を「金沢市職員退職手当支給条例」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第4条及び第5条中「新条例」を「金沢市職員退職手当支給条例」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第44号

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（昭和58年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第45号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項ただし書中「よる」の次に「報告の」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市営住宅の入居者（法第16条第4項の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第5項の規定により認定された収入（同条第6項において準用する同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第15条第2項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第8条」を「第7条」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条に次の2項を加える。

5 市長は、前条第2項の規定により同項に規定する事情にあると認める入居者については、第3項の規定にかかわらず、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により収入を把握し、これに基づき、収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知するものとする。

6 第4項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

第30条第1項及び第2項中「第15条第3項」の次に「又は第5項」を加え、同条第3項中「前2項の」の次に「規定による」を加える。

第32条第1項中「第14条第1項」の次に「又は第2項」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第35条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項、」を「から第3項まで、」に改める。

第41条中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条中「若しくは第2項、」を「から第3項まで、」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第44条第3項及び第4項中「同項の」の次に「規定による」を加え、同条第5項中「同項の」の次に「規定による」を加え、「第14条第2項」を「第14条第3項」に改め、同条第6項中「同項の」の次に「規定による」を加える。

第56条中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第57条中「若しくは第2項、」を「から第3項まで、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市営住宅条例の規定は、平成30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用し、平成29年度までの年度の市営住宅の毎月の家賃については、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第46号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

72	ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

72 ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 1戸建ての専用住宅 (2) 1戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所を兼ねるもの (3) 1戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の

		<p>用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	敷地面積の最低限度	160平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をいう。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	10メートル（地階を除く階数は、2以下とする。）
	垣又は柵の構造の制限	1 道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当

		<p>該道路境界線又は隣地の境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。) 外に設ける場合を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣又は植栽</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.1メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣又は植栽とを組み合わせたもの</p> <p>2 隣地に面して垣又は柵を設ける場合(壁面後退区域外に設ける場合を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。)</p>
--	--	--

別表第3に次のように加える。

16	ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年(2017年)12月19日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)12月19日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄